

鹿児島県災害時小児周産期リエゾン委嘱者一覧

R8.1現在 (R7委嘱予定者含)

診療科	所属	氏名	研修受講年度
産科	鹿児島市立病院	前田 隆嗣	R 2
		橋本 崇史	R 2
		戸田 薫	R 3
	鹿児島大学病院	濱田 朋紀	R 6
	済生会川内病院	松尾 隆志	R 1
		永野 大河	R 3
	県立大島病院	師玉 智美	R 4
新生児科	鹿児島市立病院	徳久 琢也	H 29
		内藤 喜樹	R 2
		平川 英司	H 28
		山本 将功	R 3
		屋良 朝太郎	R 3
小児科	鹿児島市立病院	馬場 悠生	R 7
	鹿児島大学病院	中江 広治	R 1
	らららこどもクリニック(在宅関係)	渡邊 健二	R 5
	県立薩南病院	松永 愛香	R 3
	済生会川内病院	塩川 直宏	R 4
	南九州病院	米衛 ちひろ	R 5
		下村 育史	R 2
	鹿屋医療センター	山遠 剛	R 5
小児外科	鹿児島大学病院	川野 孝文	R 6
コメディカル	鹿児島市立病院	松本 美千代(助)	R 5
	鹿児島大学病院	鎌賀 愛(助)	R 7
	訪問看護ステーション ポレポレ	福田 由香利(看)	R 7
	済生会川内病院	臼木 結子(助)	R 6
	鹿屋医療センター	小森 彩香(看)	R 6
	県立大島病院	福村 志緒理(看)	R 7

※ 敬称略

産科	7名
新生児科	5名
小児科	8名
小児外科	1名
コメディカル(看護師・助産師等)	6名
計	27名

鹿児島県災害時小児周産期リエゾン設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害や事故等により大規模な人的被害が発生した場合に、必要な小児・周産期医療を迅速かつ的確に提供できる体制の構築を図るため、鹿児島県災害医療コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）と連携しながら搬送調整、人的支援等の医療ニーズの調整等を行う鹿児島県災害時小児周産期リエゾン（以下「リエゾン」という。）の設置に関し、必要な事項を定める。

(委嘱及び任期)

第2条 リエゾンは、小児・周産期医療に精通し、かつ鹿児島県の医療の現状について熟知している鹿児島県内に在住する医師、助産師、看護師等の中から知事が委嘱する。

2 リエゾンの任期は2年とする。

なお、初回の任期は、令和5年3月31日までとする。

ただし、再任を妨げない。

3 また、任期期間中に異動等により、鹿児島県外へ転出した場合には、転居した時点でその任を解くものとする。

(リエゾンの職務)

第3条 リエゾンは、コーディネーターとの協議を踏まえ、保健福祉部長の要請により、災害対策本部保健福祉対策部（以下「県本部」という。）又はその他保健福祉部長が適当と認める場所において、コーディネーター等と連携し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 災害時小児・周産期医療対策に対する医療の専門的見地からの助言
- (2) 被災地等における小児・周産期医療ニーズの情報収集と発信
- (3) 小児・周産期患者の搬送及び収容先医療機関の確保に関する助言及び調整
- (4) 被災地等への人的支援・物的支援の調整
- (5) 避難所における小児及び妊産婦への情報提供及び評価
- (6) その他、災害時的小児・周産期医療に関し必要な事項

2 保健福祉部長は、災害時医療救護活動が概ね安定したと認められる場合は、リエゾンに対する活動の要請を解除する。

(秘密を守る義務)

第4条 リエゾンは、職務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。その任を退いた後も同様とする。

(実費弁償等)

第5条 リエゾンの実費弁償は、保健福祉部長の要請により活動した1日につき、災害救助法施行細則（昭和35年11月1日鹿児島県規則第106号）別表第1に定める額を支給する。

- 2 リエゾンが、その職務に関連して負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、災害応急措置の業務従事者に係る損害補償に関する条例（昭和37年12月22日鹿児島県条例第47号）の例により、扶助金を支給する。
- 3 前2項については、鹿児島県職員にはこれを適用しない。

(平時の体制)

第6条 リエゾンは、災害時において円滑に業務を行えるよう、平時においては、各リエゾンをはじめ関係機関との連携体制の維持に努めるとともに、災害医療研修及び訓練等に積極的に参加し、資質の向上に努めるものとする。

(事務)

第7条 リエゾンに関する事務は、保健福祉部子ども政策局子育て支援課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、リエゾンに関し必要な事項については、別に定める。

附則

この要綱は令和3年10月12日から施行する。

附則

この要綱は令和5年1月30日から施行する。

附則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。

県災害時小児・周産期医療研修会等の開催について

1 経緯等

- ・ 近年、激甚化・頻発化する豪雨災害に加え、南海トラフ地震等の大規模災害の発生も懸念されているところ。
- ・ そのような中、災害時に特に医療のサポートが必要となる妊産婦・新生児等に適切かつ迅速に対応できる体制を構築するため、県では、令和3年度から「鹿児島県災害時小児周産期リエゾン」（以下、「リエゾン」という。）を委嘱しているところ。
- ・ 小児・周産期医療関係者等の災害医療に対する知識の向上とともに、リエゾンの技能の維持、資質の向上を目的に、研修及び訓練を以下のとおり開催する。

2 開催概要

(1) 県災害時小児・周産期医療研修会

日 時

令和7年10月10日（金）18:00～20:00

場 所

鹿児島県医師会館4階大ホール（Web併用のハイブリッド形式）

参加者

小児・周産期医療関係者等 152名

内容

時間	内容・講師等
18:00～18:05	開会あいさつ 保健福祉部参事（母子保健・医療担当）
18:05～18:30	南海トラフ地震と鹿児島県の災害医療体制 米盛病院副院長 富岡 譲二先生 (県災害医療コーディネーター)
18:35～19:05	災害時小児周産期リエゾンの概要と近年の活動 あいち小児保健医療総合センター小児救命救急センター 副センター長 伊藤 友哉先生 (愛知県リエゾン、国リエゾン養成研修講師)
19:10～19:40	小児・周産期施設に求められるBCP(事業継続)について ～フェーズフリーの考え方～ 高知医療センター産科科長 渡邊 理史先生 (高知県リエゾン、国リエゾン養成研修講師)
19:45～19:55	本県の災害時小児周産期リエゾンの活動概要 済生会川内病院 塩川 直宏先生 (鹿児島県リエゾン)

(2) 県災害時小児周産期リエゾン技能維持訓練

日 時

令和7年10月11日（土）9:00～13:00

場 所

県庁行政庁舎6階大会議室

参加者

リエゾン 15名

災害医療コーディネーター等 20名 ※見学者含む

内 容

時間	内容・講師等
9:00～9:05	開会あいさつ 保健福祉部参事（母子保健・医療担当）
9:05～10:50	グループワーク（D I G※） ※ 災害図上訓練（Disaster Imagination Game）とは、 大きな地図をみんなで囲み、経験したことのない災害を イメージして地域の課題を発見し、災害対応や事前の対 策などを検討するための手法の一つ
10:50～11:30	演習 南海トラフを想定した県外（宮崎県）からの受入に係る搬送 調整をメインとした訓練 【災害想定】 <ul style="list-style-type: none">・10月10日（金）16時・M8.4の地震が日本近海で発生・津波は太平洋沿岸部に到達・同日、鹿児島県では鹿児島県庁に災害対策本部を設置 同時に、保健医療福祉調整本部を設置
11:30～13:00	ふりかえ